

令和6年度税制改正意見

国 税 庁

令和5年5月

一連番号	項目名	担当課室
21	再保険に係る適正課税を確保するための総合的対応	調 査 課
22	番号法改正に伴う所要の整備	総 務 課 (税 理 士 監 理 室) 人 事 課
23	財産債務調書に係る罰則規定の創設	課 税 総 括 課
24	国外財産調書・財産債務調書の法定監査権限の拡充	課 税 総 括 課
25	居住者・非居住者の判定の見直し	個 人 課 税 課
26	寄附金控除の申告手続の簡便化	個 人 課 税 課
27		資 産 課 税 課
28	租税特別措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》の改正	資 産 課 税 課
29	公益法人等に係る課税所得の範囲の適正化	法 人 課 税 課
30	繰上保全差押えに係る交付要求の要件緩和等	徴 収 課
31	長期間にわたり債権者への配当がされない事態へ対応する仕組みの創設	徴 収 課
32	外国子会社合算税制(適用対象金額の計算における法人所得税額の取扱い)の適正化	調 査 課

<p>1</p>	<p>国税当局に提出された給与情報を納税者へ提供するための法整備</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>納税者の利便性向上を目的とした取り組みとして、確定申告書作成コーナー等とマイナポータルを連携させることにより申告手続等に必要な情報を確定申告書への自動入力する仕組み（マイナポータル連携）を推進しており、これまで、保険料控除証明書、医療費控除、ふるさと納税に係る寄附金控除などの自動入力が可能となっている。</p>
<p>課題</p>	<p>マイナポータル連携については、これまで所得控除項目を中心に、自動入力となる情報の対象を拡大してきたところであるが、最大のニーズが見込まれる給与所得情報については連携の対象となっていない。</p> <p>令和6年2月から、行政サービスとして、国税当局が保有する給与の支払い情報を元にマイナポータル連携を実施することとしているが、納税者が情報を受けるための手続や国税当局の義務等が法制化されていないため、法的安定性に欠ける状態となっている。</p>
<p>改正意見</p>	<p>納税者が国税当局から給与情報の提供を受けるための手続や、国税当局から提供できる情報を法制化する。</p>

2	処分通知等の電子交付の拡充等
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>① 電子交付の対象となる処分通知等は、「法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等のうち国税庁長官が定めるもの」とされている（国税オン化省令9②）。</p> <p>② 処分通知等の電子交付を受ける旨の納税者の表示の方式は、「当該処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式」とされている。（国税オン化省令11）。</p>
課題	<p>① 電子交付の対象となっている処分通知等の範囲が現状限定的であるところ、納税者利便の向上や行政事務の効率化のため、処分通知等の電子交付の更なる拡充を図る必要がある。</p> <p>なお、令和5年度税制改正大綱やデジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）などの政府方針においても、処分通知等（税務署からの通知）の電子化・デジタル化の推進に取り組む旨記載されている。</p> <p>② 処分通知等の電子交付を受ける旨の表示を申請の都度行う必要があるため、納税者の利便性を欠くほか、申請等に基かない処分通知等の電子交付を行うことができない。</p>
改正意見	<p>電子交付の対象とする処分通知等の拡充のため、オン化省令について次の内容の措置を行う。なお、電子交付された処分通知等の納税者の見落としを防ぐため、e-Taxにおける納税者又は関与税理士のメールアドレスの登録の必須化を検討する。</p> <p>※ 改正の施行時期については、次世代システムの導入のタイミングに合わせる必要</p> <p>① 電子交付を行う処分通知等の拡充</p> <p>※ 費用対効果等の面から電子化が妥当でない通知や手続の性質上電子化になじまない通知を除く。</p> <p>② 処分通知等の電子交付を受ける旨の納税者の表示について、個別の処分通知等に係る申請等に併せて行う形式から、あらかじめ一括的に行う形式へと変更する。</p>

<p>3</p>	<p>G ビズ ID による e-Tax 利用時の納税者の電子署名・電子証明書等の省略</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人が e-Tax を利用する場合、識別符号（利用者識別番号）、暗証符号、電子署名、電子証明書の送信が必要とされている（国税オン化省令5①）。 なお、電子署名、電子証明書の送信については、①なりすまし防止、②改ざん防止のための措置である。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> G ビズ ID については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、法人共通認証基盤（G ビズ ID）の普及に関する取組を更に強力に推進することとされており、また、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）においては、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組等の一環としてG ビズ ID と e-Tax の連携について、デジタル庁と連携の上、必要な措置を講ずることとされている。 ※ G ビズ ID（プライム） G ビズ ID には、プライム、メンバー、エントリーの3種があり、プライムは、会社代表者が取得。取得に当たり、書類審査（法務局発行の印鑑証明書と登録印）が必要。 G ビズ ID については、①法令上担保されていないこと、②確認の主体がデジタル庁にて行うことの2点について、制度としての信頼性と安定性を確保する必要がある。 ①については、デジタル庁に対して、早急なG ビズ ID の法令整備を要望しているところ。 ②については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月CIO連絡会議決定）において、オンライン手続の認証強度として求められるレベル（保証レベル）の定義を規定しているが、e-Tax で申請等を行うために求められる保証レベルは、レベルB相当とされており、G ビズ ID（プライム）についても、「登録時に法人等を相当程度の信用度で「身元確認」を行い、多要素認証の機能を用いることで相当程度の信用度で「本人認証」を行っている。」としてその保証レベルをレベルBとして、整理されている。 このため、G ビズ ID（プライム）については、①なりすまし防止はできるため、②改ざん防止についてサーバー署名等の手段で担保すれば、納税者の電子署名・電子証明書を省略でき、G ビズ ID 利用者の利便性の向上を図ることができる。
<p>改正意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> G ビズ ID（プライム）を用いて e-Tax を利用する法人については、国税庁サーバーによる電子署名等を用いることで、納税者の電子署名、電子証明書を省略することとしたい。 また、e-Tax 上、G ビズ ID と利用者識別番号等とを連携させ、識別符号（利用者識別番号）、暗証符号についても省略することとしたい。

4	次世代システムに向けた様式改定
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	各種申告書・申請届出書、法定調書等については、その様式が各税法施行規則の別表等において定められている。
課題	<p>国税庁では、令和3年6月18日、「文書・デジタル化・データ化の基本的方針」を決定し、次世代システムの本格稼働も見据え、文書・情報のデジタル化とそれに合わせた現行事務のBPRをより一層推進していくこととしたところ。</p> <p>次世代システム導入後に納税者から書面で收受した申告書・申請届出書等については、原則としてスキャナを使用してデータ化・イメージ化等を行い、次世代システム内で事務処理を行うこととしており、読取精度をあげるべく、各種様式の改定が必要となる。</p>
改正意見	<p>【課税総括課】</p> <p>※ 特に書面による提出枚数の多い法定調書を選定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ・不動産の使用料等の支払調書 ・不動産等の譲受けの対価の支払調書 ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 <p>【資産課税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者非課税信託申告書（相続税法施行規則第一号書式） ・障害者非課税信託取消申告書（相続税法施行規則第二号書式） ・障害者非課税信託廃止申告書（相続税法施行規則第三号書式） ・障害者非課税信託に関する異動申告書（相続税法施行規則第四号書式） ・教育資金非課税申告書（租税特別措置法施行規則別表第11(1)） ・追加教育資金非課税申告書（租税特別措置法施行規則別表第11(2)） ・教育資金非課税取消申告書（租税特別措置法施行規則別表第11(3)） ・教育資金非課税廃止申告書（租税特別措置法施行規則別表第11(4)） ・教育資金管理契約に関する異動申告書（租税特別措置法施行規則別表第11(5)） ・結婚・子育て資金非課税申告書（租税特別措置法施行規則別表第12(1)） ・追加結婚・子育て資金非課税申告書（租税特別措置法施行規則別表第12(2)） ・結婚・子育て資金非課税取消申告書（租税特別措置法施行規則別表第12(3)） ・結婚・子育て資金非課税廃止申告書（租税特別措置法施行規則別表第12(4)） ・結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書（租税特別措置法施行規則別表第12(5)）

4	次世代システムに向けた様式改定
改正意見	<p>【法人課税課】</p> <p>※書式について、A6 の指定を削除及び「国税庁長官は、各書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。」旨の規定を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税貯蓄申告書 ・ 非課税貯蓄限度額変更申告書 ・ 非課税貯蓄に関する異動申告書 ・ 非課税貯蓄廃止申告書 ・ 特別非課税貯蓄申告書 ・ 特別非課税貯蓄限度額変更申告書 ・ 特別非課税貯蓄に関する異動申告書 ・ 特別非課税貯蓄廃止申告書 <p>【管理運営課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付書・徴収高計算書の改定 <p>納付書等について、令和8年度のシステム更改による仕様変更のため、レイアウトを変更する。また、納付書等について、複写ではなく、納税者が各片に税額等を記載することでも使用できるようにする。</p> <p>【税理監理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務代理権限証書（税理士法施行規則別紙第8号様式、法令解釈通達） ・ 税務代理権限証書に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知（法令解釈通達） ・ 計算事項等を記載した書面の添付（税理士法施行規則別紙第9号様式、法令解釈通達） ・ 審査事項等を記載した書面の添付（税理士法施行規則別紙第10号様式、法令解釈通達） <p>※ 上掲以外の様式についても改定が必要となる可能性がある。</p>

5	法定調書の電子的提出義務基準の改正等
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>現行、所得税法等の規定により提出する支払調書、源泉徴収票、計算書及び報告書（以下「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった枚数が100枚以上であるものについては、e-Tax若しくはクラウド等又は光ディスク等による提出が義務付けられている。【所得税法228の4①ほか】</p>
課題	<p>法定調書の提出方法については、書面のほか、光ディスク等、e-Tax及びクラウド等の電子的方法が措置されており、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）のデジタルファースト原則に沿って、より一層、電子的方法による提出を促進していく必要がある。</p> <p>法定調書が書面で提出された場合、その入力・補正等に多大な事務量・コストが発生し、スピーディな処理を阻害している。また、光ディスク等で提出された場合においても、その情報をシステムに入蓄するまでに、ウイルスチェックやデータクレンジング等、多くの事務が発生している現状。</p> <p>税務行政のデジタルトランスフォーメーションに基づき、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現に向け、特に法定調書に関しては、上記の現状を踏まえ、e-Tax又はクラウド等による提出に速やかに移行していく必要がある。</p>
改正意見	<p>法定調書の現行の電子的提出義務基準「100枚以上」を「10枚以上」に引き下げる。（又は、電子的提出義務の対象となる法定調書が1種類でもあれば、当該提出義務者が提出するその他の法定調書についても電子的提出義務を課す。）</p> <p>電子的提出義務対象者の内、法定調書の提出枚数が一定枚数以下の場合には、e-Tax（クラウド等を含む。）による提出に限定する。</p>

<p>6</p>	<p>相続税専用利用者識別番号（代理送信用）の新設</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税の電子申告を行う場合、あらかじめ税務署長に届出を行い、識別符号及び暗証符号（以下、これらを併せて「利用者識別番号」という。）を取得する必要がある（国税オン化省令4①②）。 ・ 税理士が代理送信により申告を行う場合、相続人の電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信することを要さないが、相続人の署名に代えて、利用者識別番号を入力の上、送信する必要がある（国税オン化省令5①、6①）。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税の申告は、臨時・偶発的な手続であり、税理士関与割合が高いことから、電子申告を行う場合、税理士が代理送信で行っているところ、当該代理送信に当たっては、全ての相続人の利用者識別番号の取得状況を確認する必要がある。 ・ 相続人が利用者識別番号を取得しているか明らかではないケースが多いところ、当該確認作業に時間を要し、スムーズな申告手続を行えないことが、相続税の電子申告の普及・拡大の妨げとなっている。 ・ 相続税申告のみに関与する税理士は、既存の利用者識別番号が廃止されることを懸念し、開始届出書の提出を躊躇するケースが多いことから、相続税専用の利用者識別番号（以下「相続税専用利番」という。）を求める声が多い状況である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 所得税申告等で既に利用者識別番号を取得していた場合、開始届出書を提出することにより、既存の利用者識別番号は廃止されるため、過去のメッセージボックスの内容を確認できなくなることを懸念。 ・ 相続税申告は、相続人の連署により申告手続を行うため、利用者識別番号を取得しているか明らかではない相続人が一人でもいる場合、全ての相続人が書面申告となってしまう傾向にある。
<p>改正意見</p>	<p>相続税の電子申告の普及・拡大のため、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オン化省令第4条（事前届出）に基づき、あらかじめ税務署長に届出を行う際に、相続税専用利番の届出を可能とするとともに、被相続人の住所地の所轄税務署に一括提出できるようにする。 ・ 税務署長は、電子情報処理組織を使用する方法により当該届出を受理したとき、相続税専用利番を相続人及び税理士に通知する。 ・ オン化省令第5条（電子情報処理組織による申請等）に基づき、税理士が代理送信により相続税申告を行う際に、相続人の署名に代えて入力するものとして、オン化省令第6条（申請等において氏名等を明らかにする措置）第1項第二号に規定する利用者識別番号に相続税専用利番を含めることとする。

7	中小法人の電子申告の推進に係る措置
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>資本金の額等が1億円を超える法人などの一定の法人が行う法人税等の申告については、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うこととされている（法75の4）が、中小法人などのその他の法人は、法令上、法人税等の申告をe-Taxにより行うこととされていない。</p>
課題	<p>経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、政府全体として行政手続きの電子化を進めてきているところ、税務手続においても、ICTの活用を推進することで、利便性の高い納税環境を整備するとともに、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要であるとされている。</p> <p>この方針を実現させるためには、中小法人に対して電子申告をより推進していく措置が必要である。</p> <p>これは「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②（平成29年11月20日政府税制調査会）」における「法人の基本的な手続は原則としてe-Taxで行われるという姿（法人税等の電子申告利用率100%）の実現を目指すべき」との指摘とも方向性を同じくするところである。</p> <p>他方で、税理士関与のない中小零細法人には、自らで電子申告を行える財務基盤も人材もないとの意見もあり得るため、一気に電子申告を進めることも妥当ではないことから、まずは、法人の選択により適用しても適用しなくても構わない一定のインセンティブ措置について、電子申告を行うことをその適用要件にすべきではないかと考える。</p>
改正意見	<p>将来的な中小法人の電子申告の義務化を導入するまでの過渡的な措置として、税制措置の中でも、一定のインセンティブ措置（例えば、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に規定する法人税関係特別措置）については、電子申告を行っている場合限り適用できることとする。</p>

8	租税特別措置法上の税額控除等に係る根拠資料の電子保存要件の付加
現行制度 ※ 根拠条文を記載する。	<p>1. 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（大法人向けの賃上げ税制） 大法人向けの賃上げ税制において、法人が教育訓練費増加要件を満たす場合には、教育訓練費に係る書類（実施時期・内容・受講者・支出年月日・金額・支出先の名称等を記載した書類）の保存を要件として、税額控除率15%（一定の場合には、25%）に5%加算できることとされている（措法42の12の5①二、措令27の12の5⑩、措規20の10⑤）。</p> <p>2. 交際費等の損金不算入制度 交際費等の損金不算入制度において、1人当たり5千円以下の飲食費については、その飲食費に係る書類（飲食等の年月日・参加した得意先等の氏名等・参加人数・金額・飲食店の名称等を記載した書類）の保存を要件として、損金不算入となる交際費等から除かれることとされている（措法61の4⑥二⑧、措令37の5①、措規21の18の4）。</p>
課題	<p>国税庁においては令和2年10月から調査法人の機器・接続環境を利用したリモート調査を実施しており、調査課においては「税務行政のデジタルトランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー（令和3年6月11日公表）」において、税務調査の効率化を進める観点から、国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組むこととされたことを受け、令和4年10月からは一部の大規模法人を対象に国税庁の機器・通信環境を利用した試行的なリモート調査を実施しているところである。</p> <p>他方、租税特別措置法上の政策税制の適用要件等として「書類」の保存が設けられているところ、調査課所管法人のような大規模法人の場合、本店の他にも全国各地の支店や工場等に保存している書類をデータ化してリモート調査に対応するケースなどが想定され、リモート調査対応のための調査法人の負担要因やリモート調査の円滑・効率的な実施の阻害要因となる可能性がある。</p>
改正意見	<p>電子申告義務化法人（概ね調査課所管法人）を対象として、次の書類の保存は電子保存とする。</p> <p>1. 大法人向けの賃上げ税制における教育訓練費に係る書類</p> <p>2. 交際費等の損金不算入制度における1人当たり5千円以下の飲食費に係る書類</p>

9	国外所在情報の収集について
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問検査権に係る規定等（国税通則法 74 条の 2 等）
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務調査において、関連資料が国外に所在する情報等（以下「国外所在情報」）については、執行管轄権の制約により反面調査を行うことができず、課税関係の判断に必要な事実関係の収集に苦慮するケースが存在。 ・ また、新たな国際課税ルールを導入等により、国外所在情報の収集の必要性は増大すると考えられる。 ・ なお、諸外国では、例えば、サモンズ（米国）、情報入手に係る協力義務（ドイツ）、情報提出要請及び証拠排除措置（オーストラリア）など、国外所在情報を収集するための規定を有する国も存在する。
<p>改正意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件、手続等を具体化した上で、居住者・内国法人に対して国外所在情報の提出を求めるための規定を設ける。

10	消費税の輸出物品販売場制度（免税店制度）の適正化
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>消費税の輸出物品販売場制度（免税店制度）とは、税務署長の許可を受けた輸出物品販売場を経営する事業者が、法令に定める所定の免税販売手続きを行うことにより、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して通常生活の用に供する物品（免税対象物品）を譲渡する際に、当該譲渡についての消費税を免除する制度（消費税法第8条第1項）。</p> <p>免税対象物品を購入した免税購入対象者は、税務署長の承認がない限り、当該免税対象物品を国内において譲渡してはならないこととされ（同条第4項）、当該承認を受けずに国内において譲渡した場合には、当該譲渡した者（免税購入対象者）に対して、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収することとされている（同条第5項）。</p>
課題	<p>令和3年10月以降免税販売手続が完全電子化されたことにより、国内において転売されていることが疑われる多量・多額な免税販売の実態が顕在化しており、国税当局においては、輸出物品販売場を経営する事業者のほか、購入側の免税購入対象者に対しても調査を実施しているところ。</p> <p>その結果、不正な国内転売の事実を認定できた場合には、消費税相当額を賦課決定しているが、対象者が国外に出国してしまい、国内に十分な資産等も有しないなど、徴収が困難なケースがある。</p> <p>こうした状況について執行のみで対応していくことは一定の限界があり、制度的な対応についても検討する必要がある。</p>
改正意見	<p>付加価値税を導入している諸外国の制度も参考としつつ、輸出物品販売場制度の適正化に向けた必要な措置を講ずる。</p>

1 1	消費税不正還付への徴収面からの対応
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>現行、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う（国税徴収法 39 条）。</p>
課題	<p>消費税の不正還付事案は、還付金が還付され次第費消等がされ、その後、調査・滞納処分を行う段階では既に残存していない場合が散見される。</p> <p>また、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、滞納法人に財産がない場合は、現行の第二次納税義務制度（徴収法 39 条等）をもってしても対応に苦慮する場合がある。</p> <p>このような問題に対応するためには、滞納法人以外の者に対する新たな納税義務の拡張等について検討する必要がある。</p>
改正意見	<p>会社法 429 条及び 597 条の規定を参考に、滞納法人の不正行為及び会社法上の取締役の責任に着目し、その法人の意思決定機関である取締役等に対し、第二次納税義務を賦課するといった方途を検討する。</p> <p>具体的には、滞納者が偽りその他不正の行為により消費税の還付を受けた場合において、その還付を受けた国税について徴収不足となったときは、その役員等に対し、不正に受けた還付金の額を限度として第二次納税義務を賦課することができることとする。</p>

12	暗号資産交換業者を通じて行った暗号資産の交換等取引に係る調書提出の義務化
現行制度 ※ 根拠条文を記載する。	<p>暗号資産取引については、全ての取引形態について、従来、法定調書の対象とはされていなかったが、金融商品取引法の改正により、「暗号資産」が金融商品として位置づけられ、金融商品取引法上のデリバティブ取引に「暗号資産デリバティブ取引」が追加されたことに伴い、暗号資産デリバティブ取引については、「先物取引に関する支払調書」の提出対象とされた（令和3年1月施行）。【所得税法224条の5、所得税法225条】</p> <p>一方、暗号資産の売買や交換などのいわゆる現物取引については、法定調書の提出対象とはされていない。</p>
課題	<p>上記のとおり、暗号資産デリバティブ取引に係る支払調書の提出については措置されたが、現物取引については現時点において法定調書の提出対象とはされていない。</p> <p>暗号資産取引の適正申告を担保するため、平成30事務年度において、暗号資産取引業協会に対し、顧客への年間取引報告の交付を依頼し、当該仕組自体は確立しているところであるが、未だに無申告等が散見されている状況であり、当局による取引情報の把握が必要。</p> <p>また、非居住者の暗号資産取引に関する自動的情報交換の国際標準となる枠組み（CARF）が2022年8月にOECDの租税委員会で承認され、今後、非居住者の取引に関しては報告義務が発生することとなるが、他方で居住者の取引は、依然として把握できないこととなり、バランスを欠くものと考えられる。</p>
改正意見	<p>暗号資産交換業者に対し、利用者（顧客）の暗号資産交換等取引について、税務署へ調書の提出を義務付ける。</p>

<p>14</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>課題</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>改正意見</p>	<p>[Redacted]</p>

15	非上場会社の株式等の異動に関する調書の新設
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>現行制度上、株式等(所法 224 の 3 ②に掲げる株式等をいう。以下同じ。)の異動を把握するための法定調書としては、「株式等の譲渡の対価等の支払調書」(所法 225⑩十、十一)がある。当該調書は、①個人から法人への有償譲渡、②金融商品取引業者等への売委託による譲渡又は③会社による端数株式等の競売を原因とする株式等の異動があった場合に、対価等の支払者が提出するものである(所法 224 の 3 ①一～三)。</p>
課題	<p>所得税、贈与税及び相続税の税務調査においては、連年、非上場会社の株式等の譲渡や贈与に係る非違が継続的に把握されている。これらの非違は、上記調書又は種々の情報に基づき把握しているが、端緒把握の安定性に欠けるのが現状である。</p> <p>非上場会社の株式等の譲渡や贈与に係る課税の適正性・公平性を維持するためには、課税庁が非上場会社の株式等の異動を安定的に把握することを可能とする枠組みが必要である。</p>
改正意見	<p>所得税、贈与税及び相続税の課税の適正性を確保する観点から、非上場会社の株式等の異動を正確に把握するために、非上場会社において株主等の異動があった場合に、当該非上場会社はその情報を記載して提出する法定調書を新設する。</p>

<p>16</p>	<p>仮装隠蔽に基づく更正の請求への重加算税の適用</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>過少申告加算税（更正予知前の修正申告に係るものを除く。）（又は無申告加算税（更正等予知前の申告に係るものを除く。））が課される場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実仮装・隠蔽があり、その仮装・隠蔽したところに基づき納税申告書を提出していたとき（又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき等）は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている（通法 68①②）。</p>
<p>課題</p>	<p>重加算税の賦課要件の一つは「仮装・隠蔽したところに基づき納税申告書を提出していた場合」とされるが、この「納税申告書」には「更正の請求書」は含まれていない。</p> <p>そのため、仮装した事実に基づき「更正の請求書」が提出され減額更正をしていた場合、その後の更なる調査において当該仮装行為を把握して増額更正をしたとしても、上記の賦課要件を満たさず、重加算税を賦課することができない。</p> <p>重加算税制度は、納付すべき税額の計算の基礎となる事実について隠蔽又は仮装という不正手段があったときに、特別の行政制裁を課し、適正な申告をした納税者との権衡を図るものである。</p> <p>仮装隠蔽したところに基づき「納税申告書」を提出することと、仮装隠蔽したところに基づき「更正の請求書」を提出することは、実質として、納税のための手続か、減額更正を請求するための手続か、という差異があるのみで、納付すべき税額の計算の基礎となる事実について仮装隠蔽という不正手段を講じて不当な利益を得たことに変わりはない。</p> <p>（注）更正の請求書が提出された場合には、税務署長は更正をすべきかどうか必要な調査を行い、更正をすべき理由がない旨を通知することも可能であるが、更正の請求に基づく還付金は、法令上、遅滞なく還付しなければならないこととされ（通則法 56①）、</p> <p>また、「納税申告書」が修正申告書である場合には、仮に仮装隠蔽行為を行った時期が法定申告期限後であったとしても、条文上、重加算税の賦課対象に含まれていると考えるべきであり、その場合には、仮装隠蔽行為のタイミングも「納税申告書」と「更正の請求書」で一致している。</p> <p>以上を踏まえると、「仮装隠蔽に基づく更正の請求書を提出した者」は、「仮装隠蔽に基づく納税申告書を提出した者」と同一の不正行為を講じた者であり、また、納税申告書が修正申告書である場合には、その不正行為の時期も同一であることから、同様に重加算税の対象とし、適正な申告をした者との権衡を図るべきであると考えられる。</p> <p>【具体的な事例】※令和4年10月28日政府税調説明資料16頁（事例4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納税者は、法人税の確定申告書を提出後、外注費の計上漏れを理由とした更正の請求を行った。 ○ 更正の請求書には外注費に係る領収書等が添付されていたため、机上調査により減額更正を行ったが、その後の実地調査において反面調査を行ったところ、当該領収書は、印紙添付・取引先の社判を模造して使用するなど巧妙に外形を整えて作成された架空領収書であることが判明。 ○ 不正に還付金を受領することを意図した仮装隠蔽行為が認められるが、本事案は、「仮装隠蔽に基づく更正の請求書の提出」であるため、重加算税を賦課できず。
<p>改正意見</p>	<p>重加算税の賦課要件に、「仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求書」を提出していた場合」を加える。</p> <p>また、調査忌避や検査妨害等により実態解明を困難にし、不当に納税額を減少させようとする者等のように、現行制度で十分に対応できていない行為に対応するための加算税制度の見直し等を行う。</p>

<p>17</p>	<p>虚偽の更正の請求等による消費税不正受還付への消費税法による罰則の適用</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>消費税の不正受還付については、消費税法 64 条 1 項 2 号において、偽りその他不正の行為により、控除対象仕入税額の控除不足額又は中間納付額の控除不足額により還付を受けた者に対して、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされている。</p>
<p>課題</p>	<p>前述の消費税法 64 条 1 項 2 号は、不正受還付犯の主体を、「第 52 条第 1 項又は第 53 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による還付を受けた者」、すなわち、確定申告書等の提出により消費税の還付を受けた者に限定しており、更正等により消費税の還付を受けた者は含まれないため、虚偽の更正の請求等による不正受還付は、消費税法上の不正受還付犯には該当せず、詐欺罪として処理せざるを得ないと思料される。</p> <p>しかしながら、虚偽の更正の請求等による不正受還付は、消費税法上の不正受還付犯の保護法益である累積課税回避を目的とする還付制度の適正な運用の確保を侵害するものであり、法益侵害の観点からは、申告書の提出における不正行為との間に違いはない。</p> <p>また、過去の査察事件において、ほ脱事件ではあるものの、虚偽の更正の請求に基づき納付額を減額する更正が行われた事例の判決では、既に確定した具体的租税債権（納付額）の範囲内での還付について、ほ脱犯が成立するとされている。（東京高裁昭 62. 3. 16、東京地裁昭 61. 3. 19）</p> <p>さらに、詐欺罪は国税通則法上の「国税に関する犯則事件」に該当しないため、虚偽の更正の請求による不正受還付は、実質的には租税犯でありながら国税当局による犯則事件の調査の対象とはならず、査察調査による証拠収集等が行えないこととなり、租税犯の特殊性に鑑みて国税職員に犯則調査権限を付与している国税通則法の趣旨を没却することとなる。</p> <p>以上を踏まえれば、虚偽の更正の請求等に基づく不正受還付についても消費税法上の不正受還付犯として処罰することが租税法体系上整合的である。</p> <p>なお、所得税法及び法人税法における受還付犯は、純損失の繰戻しによる還付（所得税法 142 条 2 項（非居住者に準用する場合を含む。））、欠損金の繰戻しによる還付（法人税法 80 条 10 項（外国法人に準用する場合を含む。））に限定されており、消費税法と同様に、更正の請求に基づく更正による還付は含まれていないが、純損失又は欠損金の繰戻しによる還付後に純損失又は欠損金が増加する場合には、各税法の基本通達にて翌年度（期）以降の申告において控除することとしているため、更正の請求により欠損金又は純損失の繰戻しによる還付額が発生することはなく、更正の請求による不正受還付犯は成立しないものと思料される。また、相続税法上、受還付犯の規定は置かれていない。</p>
<p>改正意見</p>	<p>消費税法 64 条 1 項 2 号消費税不正受還付犯の主体に、更正の請求に基づく更正により還付（54 条 1 項及び 55 条 1 項、2 項）を受けた者を追加する。</p>

<p>18</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>課題</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>改正意見</p>	<p>[Redacted]</p>

<p>19</p>	<p>時の経過により価値の減少しない資産に係る措置</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>法人税法上、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産で、時の経過によりその価値の減少しないものは減価償却資産に該当しないこととされている（法令13本文括弧書）。</p>
<p>課題</p>	<p>「時の経過により価値の減少しない資産」とはどのようなものが該当するのか法令上明らかにされていないところ、資産の中古市場が形成されており、時の経過によって価格の低下が観察されない減価償却資産が見受けられる。 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>
<p>改正意見</p>	<p>時の経過により価値の減少しない資産の範囲について、法令によりその範囲を明らかにする。 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>

<p>20</p>	<p>■■■■■■■■■■に係る掛金の損金算入の見直し</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>■■■■■■■■■■中小企業倒産防止共済制度では、法人がそれらの制度に係る掛金を拠出した場合には、その拠出した金額は、損金の額に算入することとされている(■■■■■■■■■■措法 66 の 11①二)。</p>
<p>課題</p>	<p>国が中小企業支援対策の一環として設けているこれらの制度を利用して、掛金の拠出時点で損金算入し、課税所得を圧縮することが可能となっているが、課税上相応しくない事例が考えられる。例えば、</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■中小企業倒産防止共済制度では、■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■となっている。</p>
<p>改正意見</p>	<p>これらの制度に係る掛金を拠出した場合においても、掛金の拠出時点での損金算入によって課税所得を圧縮していると認められるようなときには、その支出した金額は、■■■■■■■■■■</p> <p>■■■■■■■■■■損金の額に算入できないこととすべきである。</p> <p>■■■■■■■■■■</p>

<p>2 1</p>	<p>再保険に係る適正課税を確保するための総合的対応</p>
<p>課題</p>	<p>[Redacted text block]</p>
<p>改正意見</p>	<p>[Redacted text block]</p>

2 1	再保険に係る適正課税を確保するための総合的対応
改正意見	<p>[Redacted content]</p>

<p>2 2</p>	<p>番号法改正に伴う所要の整備</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>1 税理士登録事務（税監室） 現在、税理士登録については、書面による登録申請書により行っている（税理士法 20 条（変更登録）、21 条（登録の申請）、税理士法施行規則 10 条（変更の登録申請）、税理士法施行規則 11 条（登録の申請）など）。 その登録事項は、氏名、生年月日、本籍及び住所などであり、登録申請書には、住民票の写しや戸籍謄本などを添付しなければならないこととされている。</p> <p>2 税理士試験事務（人事課）</p> <p>① 税理士試験を受けようとする者等は各種申請に当たり、税理士法施行規則に定める税理士試験受験願書等を提出することとされている（税理士法施行規則第一号様式「税理士試験受験資格認定申請書」ほか）</p> <p>② 税理士試験を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料等を納付しなければならないこととされており、その手数料は収入印紙を貼って納付することとされている（税理士法 9①、②、税理士法施行規則 4）</p>
<p>課題</p>	<p>デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等（※）については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指すこととされている。それに伴い、デジタル庁では「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）」による番号法の改正の施行にあわせて国家資格等情報連携・活用システム（令和 6 年 4 月以降サービス開始予定）の開発を進めており、当該システムの導入に伴い、税理士登録事務（令和 6 年度予定）及び試験事務（令和 7 年度予定）のデジタル化の実施に対応するために、税理士関係法令について、所要の整備が必要。</p>
<p>改正意見</p>	<p>番号法別表第一（第 9 条関係）に税理士登録事務及び試験事務が対象とされ、上記の番号法の施行に伴い、次の改正が必要</p> <p>① 税理士試験関係様式の一部に個人番号欄の追加（別紙様式 1 号ほか）</p> <p>② 受験手数料及び認定手数料の電子納付手続を追加</p> <p>③ 税理士登録事項に「個人番号」を追加するとともに、「本籍」を「本籍地の都道府県名」に変更（規則 8 条）</p> <p>④ 税理士（変更）登録申請時の添付書類の見直し</p> <p>⑤ その他所要の整備</p>

23	財産債務調書に係る罰則規定の創設
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>現行制度上、国外財産調書については、「偽りの記載をして税務署長に提出した者」及び「正当な理由がなくて…提出期限までに税務署長に提出しなかった者」に対して、1年以下の懲役又は五十万円以下の罰金という罰則規定が設けられている（国送金等調書法10①②）が、財産債務調書については同様の罰則規定は設けられていない。</p>
課題	<p>国外財産調書及び財産債務調書は、自己の保有する財産等に関する情報について本人からの提出を求める制度であることから、一般的な制度の周知・広報にとどまらず、提出を要すると見込まれる者や記載不備の者に対して、書面照会等の行政指導や法定監査を行うなど、本制度の適正な執行に努めているところである。</p> <p>しかしながら、財産債務調書については、国外財産調書には規定されている虚偽記載及び不提出に対する罰則規定がないため、提出義務者の協力が得られず、十分な財産等の実態解明を行うことが困難となる場合がある。</p> <p>適正に財産債務調書の提出を行っている納税者との間で公平性を損なうことがないよう、制度的対応が必要である。</p>
改正意見	<p>財産債務調書の適正な提出を確保するため、虚偽記載及び不提出について、国外財産調書と同様に罰則規定を設ける。</p>

24	国外財産調書・財産債務調書の法定監査権限の拡充
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>現行制度上、国外財産調書及び財産債務調書の法定監査における質問検査権の対象は、「国外財産調書若しくは財産債務調書を提出する義務がある者（当該国外財産調書又は財産債務調書を提出する義務があると認められる者を含む。）」とされており、第三者に対する行使（いわゆる反面調査としての行使）は認められていない（国送金等調書法7②）。</p>
課題	<p>国外財産調書及び財産債務調書については、提出を要すると見込まれる者や記載不備の者に対して、書面照会等の行政指導や法定監査を行うなど、本制度の適正な執行に努めているところである。</p> <p>しかしながら、国外財産調書及び財産債務調書は、自己の保有する財産等に関する情報について本人からの提出を求める制度であることから、提出義務者本人の協力が得られない場合には、十分な財産等の実態解明を行うことが困難となる。</p> <p>適正に国外財産調書及び財産債務調書の提出を行っている納税者との間で公平性を損なうことがないよう、制度的対応が必要である。</p>
改正意見	<p>国外財産調書及び財産債務調書の法定監査の実効性を確保するとともに、提出義務者に適正な提出を促すため、質問検査権の行使対象に、第三者を追加する。</p>

<p>26</p>	<p>寄附金控除の申告手続の簡便化</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>寄附金控除の適用を受けるためには、 (1) 寄附金を受領した者の証明書 (2) 特定事業者（ふるさと納税に係るポータルサイト事業者）の発行する証明書 等を添付した確定申告書を提出する必要がある（所法 120、所令 262①六、所規 47 の 2 ③）</p>
<p>課題</p>	<p>企業において、寄附金を給与から天引きするとともに、被用者の申告を簡便化したいとのニーズがある。</p>
<p>改正意見</p>	<p>従業員が勤務先を経由して寄附をした場合の寄附金控除について、勤務先を寄附金除証明書の発行者に追加する。</p>

<p>27</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>課題</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>改正意見</p>	<p>[Redacted]</p>

28	租税特別措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》の改正
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>相続税額の取得費加算の特例（措置法第39条）の適用を受けた者が、相続税法第32条の規定（分割確定等の後発的事由）による更正の請求を行ったことにより相続税額が減少し、それに伴い所得税の修正申告書を提出した（又は更正があった）ことによって生じた新たに納付すべき所得税に係る延滞税については、計算期間の特例が設けられており、その延滞税は免除される（措置法39⑨）。</p>
課題	<p>相続税法第32条第1項に規定する事由により相続税の修正申告を行う場合であっても、相続税の課税価格に占める譲渡資産の相続税評価額の割合が減少することにより、取得費に加算すべき相続税額が減少する事象が生じるが、租税特別措置法第39条第9項の規定は、更正の請求の場合のみを対象としていることから、修正申告の場合は延滞税の計算期間の特例が適用されない。</p>
改正意見	<p>相続税法第32条第1項に規定する事由により所得税額が増加することは、更正の請求だけでなく修正申告を行った場合にも生じ得るが、現行法令においては、更正の請求のみを対象としているため、課税上の整合性を図る観点から修正申告を含める旨の措置を講ずる。</p>

29	公益法人等に係る課税所得の範囲の適正化
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>公益法人等については、その行う事業の公益性から、収益事業（法人税法施行で定める34事業）から生じた所得のみが課税の対象とされ、それ以外の所得は課税の対象から除外されている（法法二十三、4、7、法令5）。</p>
課題	<p>① 公益法人等の課税所得の範囲の適正化</p> <p>公益法人等に対する課税は、公益法人等が法人税法施行令に限定列挙された収益事業を行った場合になされる。収益事業課税の趣旨は、営利法人と公益法人等との間のイコールフットイングであり、その趣旨からすれば、営利法人が適正な対価を取って行うような事業は、全て課税対象とするのが本来の姿であると考えられる。しかしながら、現行制度の下では、営利法人等が行う事業を公益法人等が非課税で行っており^(注)、同一事業を行う営利法人と公益法人等との間における不公平のほか、収益事業を行う公益法人等とそうでない公益法人等との間にも不公平が生じている。</p> <p>(注) 例えば、公益法人等がスポーツ教室や語学教室、パソコンなどの技能教室を営むことで所得を得ていたとしても、技芸教授業（法令5①三十）に該当せず、課税の対象にならない。</p> <p>② 請負業の範囲及び非課税要件の明確化</p> <p>イ 収益事業の1つである請負業は「請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）」（法令5①十）と規定されており、請負（民法632）のほか委任（民法643）や準委任（民法656）をも含む広い概念であると解されている。そのため、収益事業として特掲されている事業の中に請負業的な性格を有するものが少なくなく、特掲されている事業に該当しない場合において、請負業に該当するかしらないかが明確でない。</p> <p>(注) 例えば、野外で行う保育活動の委託を受けた場合において、それが幼児教育（技芸教授）に該当しない場合に、請負業に該当するのかが明確でない。</p> <p>ロ 公益法人等が国・地方公共団体から事務処理の委託（請負業）を受ける場合であっても、それが「法令」の規定に基づき、かつ、実費弁償的に行われるなど一定の要件を満たせば非課税となる（法令5①十イ、法規4の2）。しかしながら、事務処理の受託としての性質を有する事業の中には、「法令」の規定に基づかなくても、実費弁償的な対価で行われるものも少なくない。</p>
改正意見	<p>① 公益法人等に係る課税所得の範囲を「対価を得て行う全ての事業から生じた所得」に拡大する。</p> <p>② 請負業の範囲を明確化するとともに、非課税となる実費弁償的な要件を適正化する。</p>

30	繰上保全差押えに係る交付要求の要件緩和等
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>国税通則法 38 条第 1 項各号に掲げる繰上請求事由に該当する場合において、次に掲げる国税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限（課税標準申告書の提出期限を含む。）前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 納税義務の成立した国税（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。） 二 課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税 三 納税義務の成立した消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告）の規定による申告書に係る消費税 <p>上記の場合において、差し押さえるべき財産に不足があると認められるときは、税務署長は、差押えに代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。（国税通則法 38 条 1、3、4 項、国税徴収法 159 条 9 項）。</p>
課題	次葉のとおり
改正意見	<p>国税徴収法第 159 条第 9 項を改正し、繰上保全差押えに係る交付要求の制限を撤廃し、破産手続開始決定時においても、確実な国税債権の確保を図る。</p>

30	繰上保全差押えに係る交付要求の要件緩和等
課題	<p>徴収法 159 条 9 項は、第 1 項の場合において、差し押さえるべき財産に不足があると認められるときに、差押えに代えて交付要求をすることができることを規定したものであるが、同項の規定は、債権の場合の二重差押えが想定されていないと思われるため、条文の文言どおりに考えた場合、実務上不都合が生じる場合がある。</p> <p>例えば、滞納者の唯一の財産が不動産である場合において、先行の差押えがされているときは、税務署長は、その不動産につき交付要求（参加差押え）をするほかなく（当該不動産の売却代金の残余金を差し押さえることができる場合はあり得るが、このような差押えを行わなくてもよいよう同項の規定が設けられている（国税徴収法精解））、同条の適用上混乱は生じない。</p> <p>他方で、滞納者の唯一の財産が債権である場合において、先行の差押えがされているときは、税務署長としては、実務上、当該債権の二重差押えを行い、併せて交付要求を行うべきであるが、単純に本項の規定を当てはめた場合、「差押えに代えて」との文言から、差押え又は交付要求のいずれか一方しか行うことができないのではないかとの疑義が生じ得る。</p> <p>このような考え方をとった場合、仮に差押えのみを行ったときは、先行の差押えの取立てにより後行の差押えは効力を失うこととなり、また、仮に交付要求のみを行った場合で、その後破産手続開始決定がされたときは、残余金は破産管財人に交付されることになり、いずれの場合においても徴収上支障が生じる事態があり得る</p>

3 1	長期間にわたり債権者への配当がされない事態へ対応する仕組みの創設
現行制度 ※ 根拠条文を記載する。	<p>税務署長は、配当異議等により換価代金等を交付することができない場合には、その換価代金等を供託しなければならないこととされている（国税徴収法 133 条、同法施行令 50 条 1 項）。</p> <p>また、確定判決、異議に関係を有する者の全員の同意その他の理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになったときは、これに従って追加配当しなければならないこととされている（国税徴収法施行令 50 条 2 項）。</p>
課題	<p>この規定は民事執行法におけるいわゆる配当留保供託と同趣旨の規定と解されているところ、民事執行法においては、債権者が必要な手続を行わないためにその追加配当等を実施することが出来ない事態に対応するため、一定の場合には、必要な手続を行わない債権者を除外して配当手続を進めることを可能とする改正について、第 211 回国会（本通常国会）に提出される予定（「情報通信技術の活用等による民事関係手続等の改善のための民事執行法等の一部を改正する法律案」）。</p> <p>国税徴収法においても同様の事態に対応する必要がある。</p>
改正意見	<p>国税徴収法においても、民事執行法の改正と同様に、債権者が必要な手続を行わないためにその追加配当等を実施することが出来ない事態に対応するため、一定の場合には、必要な手続を行わない債権者を除外して配当手続を進めることを可能とする。</p>

